平成２１年（フ）第２９６９号
神奈川県藤沢市善行６丁目15番35号サンハイムサツキ202号
破産者　結城　　信
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１５４号
横浜市緑区北八朔町2059番地１　第２緑台ビレッジ102号
破産者　杉山眞里子
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３６９号
福井市平尾町第24号15番地
破産者　山本　義昭
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
愛知県豊川市御津町泙野高畑29番地１、開始決定時の住所愛知県豊川市本野町北浦90番地エスポワール306号室
破産者　松井　延枝
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１３６号
京都市下京区西洞院通松原上る高辻西洞院町807番地１、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市平尾台３丁目７番地の９
破産者　吉岡三喜男
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１７８号
京都市東山区祇園町南側532番地　ペンタグラム壱番館305号
破産者　城　眞理子
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
神戸市西区北別府１丁目８－１－２Ｂ－２、旧住所神戸市西区樫野台３丁目２－10－202
破産者　山本　誠三
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２号
広島県福山市神辺町大字下竹田921番地93、旧住所広島県福山市東深津町１丁目78番地
破産者　福山　　隆
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４３号
広島県福山市神辺町大字下竹田921番地93
破産者　福山　陽子
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１８８８５号
神奈川県横浜市都筑区川和町804―102、開始決定時の住所神奈川県横浜市都筑区川向町957―28
破産者　阿部　文男
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９１３７号
山形県東村山郡中山町大字柳沢219番地の２
破産者　鎌田エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２９４４号
東京都立川市曙町２丁目３番３号
破産者　株式会社シバハラ
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３８１号
東京都荒川区西尾久７丁目７－１－203、開始決定時の住所東京都北区田端１丁目10―17
破産者　磯貝　真二
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４２９号
神奈川県厚木市七沢780番地
破産者　有限会社小島研磨工業所
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２４２号
千葉県市川市平田２丁目５－３―102
破産者　寺西　啓之
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２９８号
東京都葛飾区金町３丁目36―15
破産者　牧野　　進
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６１１号
千葉県柏市松ケ崎239―３―102
破産者　脇　　直美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７１６号
大阪府豊中市西泉丘３丁目１－３―203
破産者　福留　昭彦
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部